

## 伊丹市

## 定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備(案)

## (1) 特定建築物

| 用途   | 特定建築物   |                        |
|--|---|------------------------|
|  | 用途に供する規模等   | 報告の時期                  |
| 1 劇場、映画館又は<br>演芸場  | A (注2) > 200 m <sup>2</sup>   | 3年ごと<br>令和8年<br>7月～12月 |
| 2 観覧場(注6)、<br>公会堂又は集会場   | A (注2) > 200 m <sup>2</sup>   |                        |
| 3 病院、診療所(注7)又は児童福<br>祉施設等  | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は<br>A (注2) > 300 m <sup>2</sup> 又は<br>A <sub>0</sub> (注3) ≥ 300 m <sup>2</sup>  |                        |
| 4 ホテル又は旅館  | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は<br>A (注2) > 300 m <sup>2</sup> 又は<br>A <sub>2</sub> (注5) ≥ 300 m <sup>2</sup>  | 3年ごと<br>令和9年<br>7月～12月 |
| 5 下宿、共同住宅又は寄宿舍   | A (注2) > 200 m <sup>2</sup> かつ<br>A (注2) > 100 m <sup>2</sup> (Aは6F以上)  |                        |
| 共同住宅又は寄宿舍<br>(サービス付き高齢者向け住宅、<br>認知症高齢者グループホーム、障<br>害者グループホームに限る)                       | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は<br>A <sub>2</sub> (注5) ≥ 300 m <sup>2</sup>  |                        |
| 6 学校   | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は<br>A (注2) > 2,000 m <sup>2</sup>   | 3年ごと<br>令和7年<br>7月～12月 |
| 7 体育館、博物館、美術館、図書館、<br>ボート場、スキー場、スケート場、水泳<br>場又はスポーツ練習場                                 | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は<br>A (注2) > 2,000 m <sup>2</sup> 又は<br>A <sub>1</sub> (注4) ≥ 2,000 m <sup>2</sup><br>(学校に付属するものについては<br>A > 2,000 m <sup>2</sup> ) |                        |
| 8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、<br>カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊<br>技場、公衆浴場、待合、料理店、<br>飲食店又は物品販売業を営む店舗 | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は<br>A (注2) > 500 m <sup>2</sup> 又は<br>A <sub>2</sub> (注5) ≥ 500 m <sup>2</sup>  |                        |
| 9 事務所その他これに類するもの   | 地階・F ≥ 3 (注9)<br>【階数が5以上で、延べ床面積が<br>1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物に限る】  |                        |

- (注1) 地階・F $\geq$ 3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A<sub>0</sub> : 2階部分（避難階除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。
- (注4) A<sub>1</sub> : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注5) A<sub>2</sub> : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：  
一 助産施設、乳児院、障害児入所施設  
二 助産所  
三 盲導犬訓練施設  
四 救護施設、更正施設  
五 老人短期入所施設等  
六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム  
七 母子保健施設  
八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）
- (注9) 地階・F $\geq$ 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

| 用 途   | 建築設備 (注3)  |              |
|---|--|--------------|
|   | 用途に供する規模等  | 報告の時期        |
| 1 劇場、映画館又は演芸場   | A (注2) > 200 m <sup>2</sup>                                      | 毎年<br>7月～12月 |
| 2 観覧場 (注4)、公会堂又は集会場   | A (注2) > 200 m <sup>2</sup>                                      |              |
| 3 病院、診療所 (注5) 又は児童福祉施設等   | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 300 m <sup>2</sup>                     |              |
| 4 ホテル又は旅館   | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 300 m <sup>2</sup>                     |              |
| 5 博物館、美術館、図書館、ホールディング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場  | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 2,000 m <sup>2</sup>                   |              |
| 6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗  | 地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 500 m <sup>2</sup>                     |              |
| 7 事務所その他これに類するもの  | 地階・F ≥ 3 (注6)<br>【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物に限る】 |              |
| <p>(注1) 地階・F ≥ 3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるものをいう。</p> <p>(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>(注3) 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。政令第112条第21項の規定による。<br/>: [排煙設備] 機械排煙に限る。<br/>: [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p> <p>(注6) 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるものをいう。</p> |  |              |

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

| 報告対象  | 報告時期         |
|---|--------------|
| 政令第16条第3項第2号に規定される防火設備（注1）                      | 毎年<br>7月～12月 |
| （注1）防火設備： 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。） |              |

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。